

電気料金債務に対する相殺の意思表示

(ただし、第3回目の通知)

表意者 野田 順一

相手方 東京電力株式会社小田原支社

1 表意者が相手方に対してなす相殺の意思表示

表意者が相手方に対して有する下記A（自働債権）の債権と表意者が相手方に対して負担する下記B（受働債権）の債務を対等額において相殺します。

2 よって、前項の相殺の意思表示の到達により表意者が相手方に対して負担する電気代の債務は消滅したので本書面をもって通知します。

記

A（自働債権の表示）

表意者が平成24年7月26日付け「電気料金債務に対する相殺の意思表示」の内容証明郵便をもって相手方に同年同月27日到達した「A（自働債権の表示）」の記載と同じ

但し、同書面の第4葉目の下から10行目に「不法行為（民法709条）による」とあるのを「原子力損害の賠償に関する法律第3条による」と変更する。

B（受働債権の表示）

表意者が相手方に平成24年10月15日

12-18



限り支払うべき平成24年9月分の電気料金
債務金 11,299円

顧客番号 58201-13403-3-00

平成24年9月13日

小田原市本町二丁目1番34号

差出人 野田順一



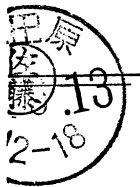
小田原市本町一丁目9番25号

東京電力株式会社小田原支社 御中

この郵便物は平成24年9月13日第91564号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社





郵便物等配達証明書

受取人の氏名	東京電力株式会社 小田原支社 様
お問い合わせ番号	141-32-91564-6号
<p>上記の郵便物等は、2012年 9月 14日に配達しましたので、これを証明します。</p> <p style="text-align: right;">付 日 24.9.14 印</p> <p>郵便事業株式会社</p>	

コ07370 (23・NOI)

再生紙使用



領収証書

毎度ありがとうございます

様

〒100-8798 郵便事業株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
2012年 9月13日 15:18

[別納2]
第一種定形

⑧0 12.5g 1通 ¥80

特殊取扱 (内訳) ¥1,390

一般書留 ¥420

(損害要償額 100,000円)

配達証明 ¥300

内容証明 ¥670

(謄本枚数 2枚)

(同文通数 0通)

小計 ¥1,470

課税計 ¥1,470

(内消費税等 ¥70)

非課税計 ¥0

△計 合計 ¥1,470

お預り金額 ¥1,470

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済

担当 佐藤 裕美

発行No.3634

端01箱02

連絡先：小田原郵便局

TEL:0465-22-6006